

新・瘠我慢の説

渡辺利夫

経済学者

第八回 明治の条約改正、昭和の日米安保

幕末維新期は、歐米列強がアジアへの勢力拡大を求めて鎬を削る帝国主義の時代であった。清国がアヘン戦争に敗れて香港をイギリスに割譲、沿海部の主要都市の開港も余儀なくされた。アヘン戦争から十年余の後、日本もアメリカの黒船による砲艦外交を受けて主要港の開港を強要され、安政五年（一八五八）には「日米修好通商条約」といわれる不平等条約を飲まされた。

アメリカからの輸入品に対する関税率を決める権利「関税自主権」が与えられず、外国人が日本で罪を犯してもアメリカの領事がアメリカの法律に則り

つて裁判を行うという「領事裁判権」を日本は認めさせられた。オランダ、ロシア、イギリス、フランスなどの列強も同様の条約を日本に突きつけ、日本はこれに肯じざるを得なかつた。「安政五カ国条約」である。主権を傷つける不平等条約の撤回は、新しく独立国家として登場した日本にとって解決を要すべききわめて重要な外交課題であつた。

しかし、条約改正は容易ではなかつた。ようやく明治二十一年になつてアメリカとの間で領事裁判権の撤廃にいたつたものの、他の四国との交渉は長引き、最終的にこれが解消されたのは日清戦争勝

利後の明治三十年であった。関税自主権の回復は、日本が日露戦争に勝利し韓国を併合した翌年、明治四十四年のことであり、条約改正に日本は明治の全時代を要したのである。

アジアの国々が欧米列強から暴力的に開港を要求され、不平等条約を押し付けられ、これを拒め

ば砲艦をもつて威嚇される。こうしたことがしばしば起るのは、アジアが文明國とみなされていないからだ。万国公法は文明國同士でのみ有効、西洋とアジアの間では無効だと福澤はいう。

「西洋諸国の人民は自らキリストヤン・ネーシヨン・耶蘇宗派国民の義と名称して、明に他の分別を作り、彼の所謂万国公法、又は万国普通の権利云々と称するその万国の字も、世界万国の義に非ずして、唯耶蘇宗派の諸国に通用するのみ。苟もこの宗派外の国に至ては曾て万国公法の行われたるものを見ず。畢竟人情習慣の然らしむる所にして人力を以て容易に改むべきものに非ず」

相抗敵するの外、手段あるべからず」である。しかし、アジアの国々にその力があるのか問うて福澤は「ペルシア、朝鮮等は逆も頼むべからざるものとして、亞細亞中最大の支那に依頼せんか、我輩これを事実に証して断じてその頼むに足るざるを知る」といふ。

いずれ記すことになるが、福澤の支那、朝鮮に対する評価は実に低い。この支那、朝鮮と何か一緒にことを起こすなどと考えるのは、いかにも「迂闊」と述べている。「抑も独立は一国の独立なり」。日本が独力で西洋に対峙すべし、というのが福澤の意氣である。かといって、支那、朝鮮に列強が押し入って火を放てば日本も類焼を免れない。それゆえ東洋諸国の保護もまた日本の責務となると福澤は考える。

「不幸にして一旦この国土が西洋人の手に落ちることもあらば、その時の形勢は如何なるべきや。我ためには恰も火元を隣家に招きたるものにして、極度の不祥を云えば日本國の独立も疑なきに非ず。

故に本編立論の主義に、我武備を嚴にして國權を

皇張せんとするその武備は、独り日本一国を守る

のみに止まらず、兼て又東洋諸国を保護して、治

乱共にその魁を為さんとする目的なれば、その

目的に従て規模も亦遠大ならざるべからざるなり」

そのための「資力」は日本にある。ないものは

「氣力」だと福澤はいう。福澤のいう氣力とは何

か。かつて士族が擁していた氣風、氣概である。

士族の精神の血統は遺伝子を通じて脈々と後世に

受け継がれており、その氣力をもつてすれば歐米

列強への対抗は十分に可能だというのである。

「天賦人権」とか「国民平等」とかは、福澤に根付

いた思想だとは思われない。「天賦人権」ならぬ「天

賦智德」の士こそが日本の文明化の主導者だと福澤

はみていたのである。この連載の第一回目は「学

問のすゝめ」、何をする、めているのか（一〇二二年六月号）であった。西郷隆盛の思想と行動の中に

「正理を守りて身を棄る」、「殉教」、「殉死をもつて權力と戦う真の士族の精神、士魂を読み取っていた

ことを記した。

「徳川政府の太平二百七十年の間に、三百諸侯の

歳入、その過半は之を士族坐食の資に供したるものにして、その坐食の資は即ち之を教育費と視做

して可なり。故に日本の氏族の教育は、その歳月久しくしてその価値ものと云うべし。既往の損失は姑く擱き、この久しき歳月を消し、この無数

の学資を費して、その教育既に熟し、既に遺伝の

習慣と為りたるもの、一朝にしてこれを殲すは誠に惜しむべきに非ずや」

専制主義国家を含む現代世界の中で、日本はいかに独立を守り抜いていくのだろうか。第二次大

戦における敗北の後、日本が国際社会に再び参入し得たのはサンフランシスコ講和条約に調印、

これが発効して以来のことであつた。主権国家として登場したものの、ではどうやつて他国の攻撃から

日本は身を守るのか。かつての敵、強大な軍事力と戦略を擁するアメリカと同盟を結ぶことによつて

であった。日米安全保障条約が講和条約と同時に

調印されたのは、そうした判断のゆえである。しかし、圧倒的な戦勝国と敗戦国との同盟であり、日本にとつては耐え難いほどに不平等な条約であった。

米軍の駐留が恒常化され、日本国内の内乱にも駐留米軍の出動が可能であり、基地を米軍以外に貸与することができず、さらには米軍の日本防衛義務と条約期限のいずれもが明文化されていないという「片務的」なものであった。この片務性を改め「双務的」なものへと改定しようというのが岸信介の決意であり、事実、「六〇年安保」と当時いわれた、国民的反対運動を押し切って成立させた新安保条約がそれであった。

新条約の成立により、内乱時の出動条項と米軍のみへの基地貸与の条項は削除、また米軍の日本防衛義務と条約期限十年以内が明文化された。憲法第九条が存在する以上、日本による米国防衛義務が可能となるはずもない。それゆえ完全に双務的な同盟ではなかつたが、当時の状況からすれば

成果は十分に大きいものであつたということができる。

米国は日本を防衛するが、日本は米国を防衛しないといふのでは平仄が合わないという感覺は、米国の力の相対的衰退、日本の国力の相対的増強とともに次第に高まつていった。この感覺を鋭敏に感じ取つて、日本は主権国家である。集団的自衛権は個別的自衛権と同じく主権国家がもつ自然権だ』という至極真つ当な思想のもとに、日本政府の従来の憲法解釈に変更を加えて、米軍への後方支援といった、限定的な行動ではあるものの集団的自衛権行使への帳を開いたのは、岸信介氏の孫にあたる安倍晋三氏であった。士族の魂をもつた血脉のなせる業なのであろうか。

わたなべ としお

一九二九年、山梨県生まれ。慶應義塾大学卒業、同大学院博士課程修了。経学博士。筑波大学教授。東京工業大学教授、拓殖大学学長・総長を歴任。八五年『成長のアジア』『停滞のアジア』で吉野作造賞受賞。八七年、『開拓経済学』で大平正芳記念賞受賞。九〇年、『西太平洋の時代』でアジア・太平洋賞大賞受賞。九六年、『神經症の時代』で開高健賞正賞受賞。二〇二一年、正論大賞。